

交通事故のないまちを目指して



新入学・新入園の時期が近づいています。正しい道路の歩き方や渡り方、信号機の見方などの基本的なルールとマナーを理解し、身につけましょう。

交通事故は、一人ひとりの心がけで防ぐことができます。運転者も歩行者もお互いに交通ルールを守り、思いやりの心で交通事故を防ぎましょう。

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

心にゆとりをもった運転を

焦りや不安を抱えた状態で運転すると、注意が散漫になり周囲へ目が向かず、冷静に考え適切な判断を行うことができません。その結果、事故を引き起こす危険性が高まります。時間に余裕を持って出発し、運転中に自分自身が「焦っている」、「イライラしている」と思ったら、大きく深呼吸をして冷静になるよう心がけましょう。

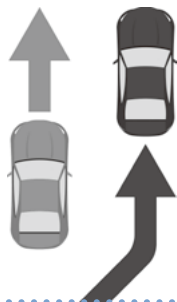
横断歩道は歩行者優先

横断歩道における歩行者優先は交通ルールの基本です。

横断歩道に横断歩行者などがある場合は、必ず一時停止しましょう。



横断歩道の手前30メートル以内は追い越しも追い抜きも禁止です。



横断歩道の手前に停止車両がいるときは必ず一時停止しましょう。



自転車も車両です

手軽な乗り物である自転車ですが、基本的なルールやマナー違反による事故が多くなっています。道路交通法の改正により、昨年11月から、自転車運転中ながらスマホ、また、酒気帯び運転や自転車の飲酒運転をするおそれがある人に酒類を提供したり、自転車を提供したりすることに対する罰則が強化されました。大人も子どもも、自転車は車両であることを認識し、自転車を正しく安全に利用しましょう。



自転車用ヘルメットをかぶりましょう

令和5年度よりすべての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課せられています。自転車乗車中の事故で亡くなった方のうち、半数以上が頭部に致命傷を負っています。自分自身の命を守るため、自転車用ヘルメットを着用しましょう。市では、自転車用ヘルメットの購入を補助しています。詳細は、市ホームページまたは、上記担当までお問い合わせください。



HPはこちら

歩行者も交通ルールとマナーを守りましょう

信号無視、走行している自動車の直前や直後の横断、斜め横断、横断禁止場所での横断は危険です。青信号や横断歩道でも油断せず、安全確認をしっかりと行いましょう。

- 夕暮れ時や夜間の走行には、明るい色の服装や反射材を着用しましょう。
- 右側通行を心がけましょう。「対面通行」によって事故を防ぐ意味があります。運転者が歩行者を認識できているとは限りません。時には車が通り過ぎるまで待つなど余裕を持った行動を心がけましょう。

「こころの悩み」を相談してみませんか

毎年3月は自殺対策強化月間です。

もしあなたが先の見えない不安や、生きづらさを感じるなどの様々なこころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。こころが弱ってしまったとき、あなたの話を聴き、支えになろうとしてくれる人はたくさんいます。「身近な人には話にくい」「専門の人と話をしたい」といったときには、市や県の相談窓口の他にも無料で利用できる電話相談やSNS相談もあります。あなたの心を救うたくさんの選択肢があることをどうか知ってください。



問合先 障害者福祉課障害者支援担当

	相談窓口	電話番号	こんなとき、こんなお悩みに	受付時間
対面・電話	障害者福祉課障害者支援担当	☎049・271・1111	家族の様子が心配、どうしたらよいか？専門の医師や病院は？福祉制度を利用したいなど(保健師、精神保健福祉士)	平日8時30分～17時15分
	こころの健康相談(市)	☎049・271・1111	ストレスから心身共にすぐれない、お酒、ギャンブルがやめられない、誰とも会わず家にばかりいる など(精神科専門医)	相談日:火曜日午前(月1回) 【要予約】 予約受付 平日8時30分～17時15分
	暮らしとこころの総合相談会(さいたま市大宮区錦町682-2 JACK 大宮5階)	☎048・782・4675	借金や失業、パワハラやいじめ、不眠や不安など生活や健康について(弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士など)	原則 木曜日15時～19時 電話相談 平日10時～17時
	埼玉県立精神保健福祉センター(伊奈町小室818-2)	☎048・723・6811	精神科の受診、不安や悩み、対人関係や性格、飲酒や薬物、ひきこもり、うつ病などについて(保健師、精神保健福祉士など)	平日9時～17時
	坂戸保健所(坂戸市石井2327-1)	☎049・283・7815		平日8時30分～17時15分
電話	厚生労働省「こころの健康相談統一ダイヤル」	☎0570・064・556	生きることに疲れた・悩みがある・困っているとき、一人で抱えず、専門の相談員と一緒に解決の手立てを探す窓口	24時間365日
	よりそいホットライン	☎0120・279・338		
	埼玉いのちの電話	☎048・645・4343	心がつらく助けを必要とする人のための相談窓口	
	文部科学省「24時間子どもSOSダイヤル」	☎0120・0・78310	いじめ問題やその他学校・家庭での悩み、困りごとについてこどもと保護者のための相談窓口	毎日16時～21時
	さいたまチャイルドライン	☎0120・99・7777	抱えた思いを話して楽になりたいなど、18歳までのこども専用相談窓口	
	鶴ヶ島いじめ相談(市教育センター)	☎049・279・5144	市内在住の小・中学校児童生徒および保護者のいじめ相談	平日9時～16時30分

事業名	二次元コード	対象	相談時間・相談期間
埼玉県 SNS相談 こころのサポート@埼玉		県内に居住しているかた、県内に通学、通勤等しているかた	毎日19時～23時 (受付は終了30分前まで) 相談期間:令和7年3月31日まで

LINEやオンラインチャットなどでの相談窓口について厚生労働省のホームページで紹介しています



自殺対策SNS等相談事業に関する連携協定を締結しました

鶴ヶ島市は、令和7年2月14日、特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクと「自殺対策SNS等地域連携包括支援事業における連携自治体事業」に関する協定を締結しました。

この協定により、自殺のリスクを抱えた方々の生きづらさや生活のしづらさなどの課題解決に向け、ライフリンクが行うSNSや電話、メールによる相談を受け、支援につなぐ事業について連携を始めます。

※ ライフリンクは、厚生労働省からSNS地域連携包括支援事業の「基幹相談支援事業者」として指定を受けている特定非営利活動法人です

ライフリンクが提供している相談窓口

#いのちSOS

受付時間 24時間365日
☎0120・061・338

生きづらびっと

受付時間 毎日8時～22時
対象
LINEやメールによる相談を希望の方



防災行政無線の放送内容と確認方法について

問合先 危機管理課防災危機管理担当

●防災行政無線の放送内容と確認方法について

市では、58か所に防災行政無線のスピーカーを設置しています。防災行政無線とは、災害時などに市民の皆さんへ広く周知が必要な情報を伝える設備です。放送内容が聞き取りづらい方のために、情報提供サービスを実施しておりますので、登録・確認をお願いします。

公式アプリ『つるポッケ』

災害時に市から発信される災害情報がいち早く通知され、防災行政無線内容の確認、避難所の情報、市内道路の通行止め状況、鶴ヶ島市における台風や豪雨のリアルタイム状況など、防災に関する様々な情報を確認できます。

『つるがしまメールマガジン』

登録したメールアドレス宛に防災行政無線の放送内容を配信するサービスです。配信項目で「防災行政無線メール」を選択すると放送と同時にメールが配信され、内容を確認することができます。

●『防災行政無線テレフォンサービス』

電話をかけることで、防災行政無線の放送内容を自動音声で確認することができます。サービスです。

◇0800・800・6378
(無料)

050で始まるIP電話をお使いの方は以下の番号からお願いします。

◇049・271・1717
(有料)

●『市ホームページ』、『市公式X(旧ツイッター)』『市公式LINE』

防災行政無線の放送と同時に放送内容を文字により確認することができます。

●防災ラジオによる放送は終了しました。

令和3年3月の防災行政無線デジタル化工事完了に伴い、防災ラジオでは、防災放送が受信できなくなりました。FM/AM放送の受信や懐中電灯としては引き続き使用できますので、非常時などに活用してください。



詳細はこちら

住所の届出は正しく行われていますか？

問合先 市民課住民記録担当

住民票の住所変更について

住民票(住民基本台帳)には、氏名、住所、生年月日、性別などが記載され、国民健康保険、国民年金、児童手当、選挙人名簿への登録など各種行政サービスの基礎となっています。

行政サービスを確実に受けられるようにするため、引越しなどにより住所を移した方は、速やかに住民票の住所変更の届出を行ってください。

他の市区町村から鶴ヶ島市にお引越

引越し日から14日以内に転入届を提出してください。

持ち物 マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類、転出証明書(特例転出の場合は不要)

鶴ヶ島市内でのお引越

引越し日から14日以内に転居届を提出してください。

持ち物 マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類

鶴ヶ島市から他の市区町村にお引越

引越し予定日の14日前か

ら手続きができますので、転出届を提出してください。

持ち物 マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類

マイナンバーを利用した転出手続きについて

転出届は、マイナンバーカードを使ってマイナンバーからオンラインによる手続きができ、市役所に来庁不要です。なお、転入時には来庁が必要です。



転出手続きはこちら

マイナンバーカードなどの住所変更について

本人確認書類となる「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」については、住所を最新のものにする必要があります。届出時に持参してください。

詳しくは、お問い合わせください。※ 正当な理由がなく届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります

令和7年度固定資産課税台帳の閲覧・縦覧

問合せ先 税務課資産税担当

閲覧ができる方	持ち物
・固定資産の所有者 ・所有者の代理人(市内の同一世帯の方) ・納税管理人	・窓口に来た方の本人確認書類
所有者の代理人(上記以外の方)	・窓口に来た方の本人確認書類 ・所有者が記入した委任状
賦課期日の翌日(令和7年1月2日)以後の新所有者	・窓口に来た方の本人確認書類 ・取得の事実が確認できる契約書
所有者の相続人	・窓口に来た方の本人確認書類 ・所有者との関係がわかる戸籍謄本
借地人、借家人	・窓口に来た方の本人確認書類 ・借地、借家の事実が確認できる契約書

※ 本人確認書類は運転免許証、マイナンバーカードなどです

縦覧ができる方	持ち物
※ 固定資産の所有者でも非課税や免税点未満により納税されない方は縦覧できません ・土地、家屋の固定資産税の納税者 ・納税者の代理人(市内の同一世帯の方) ・納税管理人	・窓口に来た方の本人確認書類
納税者の代理人(上記以外の方)	・窓口に来た方の本人確認書類 ・納税者が記入した委任状
納税者の相続人	・窓口に来た方の本人確認書類 ・納税者との関係がわかる戸籍謄本

※ 本人確認書類は運転免許証、マイナンバーカードなどです

固定資産課税台帳の閲覧
日時 4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの市役所開庁時間
場所 税務課(市役所1階)
土地、家屋、償却資産の固定資産を所有する方などは、固定資産税と都市計画税の内容が確認できます。

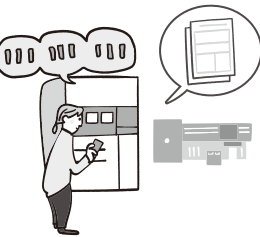
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
日時 4月1日(火)から5月31日(土)までの市役所開庁時間
場所 税務課(市役所1階)
土地、家屋の固定資産税の評価額が適正であるか、他の土地・家屋と評価額を比較することが出来ます。

コンビニ交付をご利用ください

問合せ先 市民課住民記録担当

6時30分～23時まで市内、市外を問わずマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアなどの多機能端末機で住民票の写しなどの証明書が取得できます。

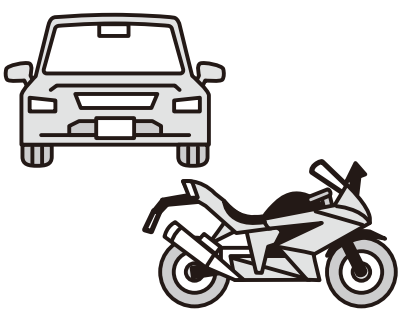
取得できる証明は、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、課税非課税・所得(証明書、市民税・



県民税・森林環境税納税証明書です。
手数料はすべて200円となります。

軽自動車・バイクなどの変更手続き

問合せ先 税務課市民税担当



軽自動車税(種別割)は4月1日(賦課期日)の所有者に課税される税金です。廃車・名義変更・住所変更(転入・転出)の手続きがお済みでない場合は、3月中に手続きをお願いします。

詳細については、各窓口にお問い合わせください。

◎車種別の取り扱い窓口

車 種	取 り 扱 い 窓 口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	税務課市民税担当
軽自動車 (二輪・126cc～250cc以下) 二輪の小型自動車(251cc以上)	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 (所沢市牛沼688-1) ☎050・5540・2029(自動音声案内)
軽自動車(四輪)	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 (三芳町北永井360-3) ☎050・3816・3111

若葉駅前出張所の業務を案内します

問合先 若葉駅前出張所 ☎049・272・5611

行政サービスコーナー

業務日・時間 月～金曜日 9時～17時30分（木曜日のみ21時まで。住所変更・マイナンバーカード交付は9時～20時まで）

取扱業務
○住民票（除票）、印鑑登録・印鑑証明書、戸籍証明書、課税（非課税・所得）証明書の発行
○住民異動届の受付（平日9時～17時15分。木曜日のみ20時まで）
○マイナンバーカードの申請支援・交付、電子証明書の発行・更新
○つるバス・つるワゴン特別乗車証の申請・交付（高齢者・障害者）、子育て応援フリーパス
○こども医療費助成金支給申請書受付
○国民健康保険高額療養費支給申請書受付
○市町村交通災害共済の加入手続

パスポートコーナー

対象 市に住民登録または居所のある方

※ マイナンバーカードを使

用したオンライン申請も可能

業務日・時間

申請 月～金曜日（祝日を除く）9時～16時30分

交付 月～水・金・日曜日 9時～17時30分、木曜日 9時～21時（祝日を除く）

※ 旅券発給手数料のうち、国の手数料分は収入印紙での支払い、県の手数料分はキャッシュレス決済です

注意事項

取り扱えない業務もありますので、詳細は若葉駅前出張所へお問い合わせください。

事前予約で業務時間外でも各種証明書（戸籍証明を除く）の受取が可能です！

受取時間 土・日曜日、祝日 9時～17時30分

対象 本人および同一世帯の方（委任状の対応はできません）

予約方法 同一週受付で、月～金曜日（祝日を除く）の17時30分までに電話で若葉駅前出張所へ

パスポートの申請方法が変わります

問合先 若葉駅前出張所 ☎049・272・5611

3月24日以降パスポートの申請方法などが変わります

1 申請方法によって県の手数料が変更（下記表参照）

2 電子申請の場合、戸籍謄本の提出が不要（戸籍情報がシステム上で連携されます）

3 旅券発給まで2週間程度かかります

※ 偽変造対策を強化するため国立印刷局で集中的にパスポートを作成します。このため申請から交付までより長い日数を要することになりますので、必要な方は日数に余裕をもって申請してください

電子申請について

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンなどでマイナポータルからいつでも電子申請ができます。旅券窓口へ出向くのは、旅券を受け取る1回だけとなります。詳しくは埼玉県パスポートセンターホームページをご覧ください。



県HPはこちら

令和7年3月24日申請分からのパスポート手数料

		国手数料	埼玉県手数料		合計	
			(改正前)	改正後	(改正前)	改正後
10年有効旅券	書面申請	1万4000円	2000円	2300円	1万6000円	1万6300円
	電子申請			1900円		1万5900円
5年有効旅券	書面申請	9000円	2000円	2300円	1万1000円	1万1300円
	電子申請			1900円		1万900円
5年有効旅券（12歳未満）	書面申請	4000円	2000円	2300円	6000円	6300円
	電子申請			1900円		5900円



動物病院で狂犬病予防注射済票の交付が受けられます！

問合先 生活環境課環境推進担当

令和7年度注射済票の交付が受けられる動物病院一覧		
動物病院名	所在地	電話番号
アイビーどうぶつ病院	上広谷411-1	☎049・286・6301
いちかわペットクリニック	坂戸市中富町70-5	☎049・283・5111
いとう動物病院	三ツ木新町1-1-13 カインズ鶴ヶ島店2F	☎049・279・2244
犬と猫のクリニックてくてく動物病院	坂戸市緑町20-1	☎049・281・0363
えんだ動物病院	坂戸市泉町2-10-6	☎049・284・9110
狩野動物病院	下新田721-7	☎049・286・5200
ちば動物病院	鶴ヶ丘98-15	☎049・286・3847
ちゃろ動物病院	川越市小堤902-4	☎049・299・4740
鶴ヶ島ペットクリニック	松ヶ丘2-16-17	☎049・287・0786
動物往診＋在宅ケアサービスにくきゅう	上広谷391-65	☎049・299・6739
ノヤ動物病院	日高市上鹿山143-19	☎042・985・4328
ピクシーいぬねこクリニック	鶴ヶ丘849-6	☎049・285・7569
プリプリ動物病院	富士見2-22-35	☎049・277・7120
ブン動物病院	坂戸市千代田2-9-1	☎049・288・2166
やまびこ動物病院	脚折町1-34-13	☎049・287・4344
若葉はるかぜ動物病院	坂戸市千代田4-9-15	☎049・272・7063

市に登録がある犬については、左記動物病院において、狂犬病予防注射の接種後に注射済票の交付（手数料550円）が受けられます。その場合、飼い主の皆さんからの市への申請手続きは不要です。注射接種時には、市から送付された集合狂犬病予防注射

案内はがきを必ずお持ちください。
※ 注射料金は別途必要となりますので、各動物病院にご確認ください
※ 注射済票の交付ができる動物病院は、変更となる場合があります
詳細はこちら



市民提案による協働事業の募集

問合先 地域活動推進課地域活動推進担当

地域における課題の解決とよりよい地域社会の実現のため、市に対して事業を提案し、提案者と市との協働で行う「市民提案による協働事業」を募集しています。
提案の受付 随時受付
事業経費の助成 事業の実施に経費を要する場合、30万円を上限に助成金を交付します。



詳細はこちら

犬の登録と令和7年度集合狂犬病予防注射

問合先 生活環境課環境推進担当

生後91日以上の犬の飼い主は、毎年通常4月1日から6月30日の間に狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。
市では、左記日程で集合狂犬病予防注射を実施します。
対象 市に登録がある犬または市で新規登録を行う犬
日時 4月19日(土) 9時30分～11時30分、13時30分～15時30分
場所 市役所来庁者用駐車場
料金(犬1頭につき)
・登録済の場合…3500円（注射料2950円＋注射済票交付手数料550円）
・新規登録の場合…6500円



円（注射料2950円＋登録手数料3000円＋注射済票交付手数料550円）
持ち物 集合狂犬病予防注射の案内はがき（問診票は必ず記入してください）
その他 転入の手続きはできません。交付された鑑札および注射済票は首輪などに付け、犬表示シールは、門柱などの人の目につく所に掲示してください。

対象 個人（ただし、3人以上の共同提案とし、その内少なくとも1人以上は鶴ヶ島市民とします）、市民活動団体、事業者

精神障害者に対する 旅客鉄道運賃の割引制度が始まります

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方に加え、4月から新たに精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も、旅客運賃割引制度の対象となります。

運賃減額の記載
旅客運賃割引制度を利用する場合、精神障害者保健福祉手帳へ旅客運賃減額の記載が必要になります。

有効期限内の精神障害者保

健福祉手帳をお持ちの方で、旅客運賃減額の記載を希望される方は、障害者福祉課へお申し出ください。

持ち物 精神障害者保健福祉手帳

割引内容 割引の開始日、取扱区間、割引率、介護者などの取扱いについては、各鉄道会社などによって異なる場合があります。詳しくは、利用される鉄道会社などに直接お問い合わせください。

市町村交通災害共済に加入しましょう

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

交通災害共済は、埼玉県内の加入市町村がその住民を対象に共同で実施する公的共済制度で、皆さんが会費を出し合い、交通事故により負傷した会員の方に見舞金を支払う助け合いの制度です。ワンコインで、もしものときに備えましょう。

※ 交通災害共済は、事故を起こしてしまったときに相手方の損害を補償するものではありません。また、埼玉県内で加入が義務化されている自転車保険とも異なります

共済期間 4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで



見舞金請求 交通事故により怪我をして見舞金請求を行う場合は、市役所生活環境課交通安全・防犯担当までお問い合わせください。

料金 一人500円

申込方法 2月1日(土)から広報つるがしま2月号に折り込んである加入申込書に必要事項を記入の上、市役所生活環境課、各市民センター、若葉駅前出張所、または郵便局まで、会費を添えて持参

春季全国火災予防運動実施

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合予防課予防担当 ☎049・281・3117

「住宅防火 いのちを守る10のポイント！」

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

3月1日(土)～7日(金)は、春の全国火災予防運動期間です。

令和6年中における管内の火災原因ワースト3

・放火(疑いを含む)	5件
・たき火	5件
・たばこ	4件



火の用心